

議案第126号

大阪市職員基本条例の一部を改正する条例案

大阪市職員基本条例（平成24年大阪市条例第71号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（章名を含む。以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定のように改める。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>前文</p> <p>[第1章～第9章 略]</p> <p>第10章 <u>削除</u></p> <p>[第11章～第13章 略]</p> <p>附則</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>第10章</u> <u>削除</u></p> <p><u>第45条</u> <u>削除</u></p>	<p>目次</p> <p>前文</p> <p>[第1章～第9章 同左]</p> <p>第10章 <u>職員の再任用（第45条）</u></p> <p>[第11章～第13章 同左]</p> <p>附則</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>第10章</u> 職員の再任用</p> <p>（定年退職者等の再任用の方針）</p> <p>第45条 再任用（法第28条の4から第28条の6までの規定により、法第28条の4第1項に規定する定年退職者等を常時勤務を要する職又は短時間勤務の職に採用することをいう。次項において同じ。）の制度については、組織の運営上の必要性を踏まえ、厳格に運用しなければならない。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、職員の再任用に関し必要な事項は、別に条例で定める。</p>
<p>備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 暫定再任用（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）の制度につ

いては、組織の運営上の必要性を踏まえ、厳格に運用しなければならない。

令和4年9月13日提出

大阪市長 松井 一郎

説 明

地方公務員法の一部改正に伴い、職員の再任用に関する定めを廃止するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。